

## マイボトル推奨等サポート事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、使い捨てが当たり前の生活から、ものを大切にするライフスタイルへの転換を図り、市民の日々の生活における「ごみを減らす行動」を支援し、推進するため、水筒や飲料ボトル等（以下「マイボトル」という。）対応の店舗や衣料品自主回収を実施する店舗について、本市が推奨店として認定、登録し、公表する「マイボトル推奨等サポート事業」について必要な事項を定める。

### (対象事業者)

第2条 京都市内で営業する店舗のうち、次のいずれかの取組を実施している店舗

(1) マイボトル推奨店

マイボトルを持参する者に対して、マイボトルを使用して飲料を販売する店舗

(2) 衣料品自主回収推奨店

持ち込まれた衣料品を回収する店舗

### (申請方法)

第3条 登録を希望する事業者の代表者（以下「申請者」という。）は、推奨店登録申請書（第1号様式）を市長へ提出するものとする。

2 申請は、郵送、FAX、メール又は持参のいずれかの方法によるものとする。

### (認定及び登録)

第4条 市長は、申請者から提出された申請内容をもとに認定、登録し、認定名簿及び京都市のホームページ（以下「ホームページ」という。）へ掲載するとともに、申請者に対して登録ステッカー及びポスターを交付する。

### (登録事項の変更)

第5条 推奨店は、第4条の規定により登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届（第2号様式）を市長に届け出るものとする。

### (登録の廃止等)

第6条 推奨店は、当該店舗を廃止又は推奨店の登録を休止しようとするときは、登録廃止（休止）届（第3号様式）を市長に届け出るとともに、登録ステッカー等を返還するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該推奨店の登録を取り消す。

### (登録の取消し)

第7条 市長は、第6条の規定のほか、マイボトル対応や衣料品自主回収の取組を実施していないこと、推奨店として登録していることが不相当と認めるときは、その登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された店舗は、取り消しの日から登録ステッカー等を掲示してはならない。

(報告)

第8条 市長は、必要に応じ推奨店に対して、マイボトル対応や衣料品自主回収の実施状況等について報告を求めることができる。

(推奨店へのサポート)

第9条 市長は、第3条に規定する登録申請があったときは、申請者に対し必要な助言を行うとともに、推奨店での取組内容等について、ホームページで紹介するものとする。なお、店舗情報のホームページへの掲載は、申請書の提出をもって承諾したものとみなす。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境政策局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。